

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	青少年家庭課長 黒田利恵	電話番号	0852-22-5242
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	子どもと家庭特定支援事業		
目的	(1) 対象	一時保護や特別な支援が必要な児童や家庭	
	(2) 意図	児童の心身や養育上の問題を軽減をする	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護：家庭で養育ができない児童等の安全確保や行動観察を行うために、児童相談所等において一時保護する。 ひきこもり等集団指導事業：不登校やひきこもり等の児童に対して、自主性や社会性を養うため、キャンプ等による集団指導を実施する。 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	ひきこもり等集団指導に参加した児童数	目標値		168.0	255.0	342.0	429.0	人
	式・定義	平成27年度実績をスタートとした延べ参加児童数	取組目標値						
		平成27年度実績+参加見込み数(87人：直近3年の平均参加児童数)	実績値	81.0	150.0				
			達成率	-	89.3	-	-	-	%
2	指標名		目標値						
	式・定義		取組目標値						
			実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	155,696	168,050
うち一般財源(千円)	121,000	124,165

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所内一時保護の状況(延べ日数、1人あたりの在所日数) (H28) 6,327日 22.7日/人 (H27) 5,778日 18.6日/人 委託一時保護児童の状況 (H28) 3,905日 (H27) 4,000日 ひきこもり児童等の集団指導実施状況(開催回数、延べ参加者数) (H28) 4回 69人 (H27) 4回 81人

6. 成果があったこと(改善されたこと)

<ul style="list-style-type: none"> 警察や病院、学校との連携強化により、各機関からの通告に対し、安全確保を要する児童の速やかな一時保護が実施できた。 乳児など、児童相談所の保護所では保護が困難な児童について、乳児院等の施設との連携により一時保護を委託し適切な保護を行うことができた。 一時保護児童の健康管理や心身のケアを充実させるため、各児童相談所への保健師の配置に向け取り組んだ。 不登校やひきこもり等の児童に対して、野外活動を通じ、他者とのより良い関係づくりや自主性の育成、日常生活スキルの習得につなげた。
--

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

<p>①困っている「状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭での養育が困難で、一時保護を必要とする児童は減少していない。 一時保護のうち、施設等へ一時保護委託する児童が増加している。 1人あたりの在所日数が増加しており、一時保護が長期化する傾向がある。 一時保護児童には、虐待などにより心身の不調や不安定さを抱える児童が多い。 学齢期の児童・生徒は一時保護中は在籍校での学習や行事参加が困難。 学校や地域で不応を起こし不登校になるなど、対人関係や日常生活に困難を抱える児童が多い。 <p>②困っている状況が発生している「原因」</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の経済状況や家族環境、支援者の欠如など複数の要因が重なり、家庭での養育困難につながる。 乳幼児など、一時保護に当たり環境や支援に特別な配慮を要するケースが増えている。 家庭環境や地域環境が整わず、一時保護が長引く。 児童虐待は、児童の心身に重大な悪影響を及ぼす。 一時保護中は児童の安全確保、心身の安定を図るため通学できないことが多い。 不応等を起こす児童は、発達的な問題や虐待等により愛着や情緒面に課題を抱えている。 <p>③原因を解消するための「課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の養育が困難な家庭や、被虐待児童を早期に発見し、必要な支援や保護につなげる必要がある。 児童の状態に応じた適切な保護環境を準備する必要がある。 児童の家庭復帰のために、家族支援や地域での支援を強化する必要がある。 一時保護中の児童の健康管理及び心身のケアの充実を図る必要がある。 一時保護児童の学習支援と教育機関との連携強化を図る必要がある。 児童の特性や状態に合わせて社会性や自立性を育てる支援策が必要である。
--

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

<ul style="list-style-type: none"> 被虐待児童等家庭での養育が困難な児童の安全確保や養育支援に必要な見立てを行うため、必要に応じて一時保護を実施する 乳幼児などに状態に応じた適切な一時保護環境を提供するため、施設等への一時保護委託を行う 児童の速やかな家庭復帰の実現のため、市町村等関係機関と連携し保護者支援や地域の支援体制の整備を行う。 一時保護児童の心身のケアや健康管理、保護者への助言指導、市町村母子保健部署へのつなぎ等を行うため、児童相談所に保健師を配置する。 一時保護児童の学習機会を保障するため、学習支援員を配置する。 発達障がいやひきこもりの児童に対して社会性・自主性を伸ばす機会を提供するため、集団での社会生活体験活動を実施する。
--